

県民・事業者の皆さまへのお願い

12月9日のお願い（12月30日まで延長）

○県民の皆さまへ

1 外出について

- （1）飲食店を利用する際は、「新型コロナウイルス 対策の実施中」を示すポスターの掲示を目安に、ガイドラインを遵守しているお店を選んでください。
- （2）「ガイドラインが遵守されていない」酒類を提供する飲食店の利用は、控えるようお願いします。
- （3）特に、高齢者や基礎疾患のある方など、重症化のリスクの高い方は、「酒類を提供する飲食店」への外出を控えるようお願いします。

2 会食について

- （1）人数は「4人以下のグループ」で、時間は「2時間以内」にしてくださいようお願いします。

3 基本的な感染防止策の徹底について

○事業者の皆さまへ

- （1）ガイドライン等に基づく感染防止対策がきちんと行われているか、改めて確認してください。
- （2）特に、酒類を提供する飲食店の皆さまは、ガイドラインの遵守をお願いします。
- （3）感染防止対策が不十分な場合には、対策の徹底をお願いします。

12月14日のお願い（期間：12月16日～30日（15日間） 対象地域：県内全域）

○営業時間短縮の協力要請

- ・休業時間 **午後8時～翌午前5時は休業**
- ・対象施設 ① **飲食店** 例) キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、パブ、料理店、喫茶店、居酒屋など（宅配・テイクアウトを除く）
② **旅館、ホテル**（施設内の宴会場など、**飲食提供の場**に限る）
③ **カラオケボックス、ライブハウス**

高知県営業時間短縮要請協力金の概要（案）

○高知県内において、新型コロナウイルスの感染が急拡大していることから、
12月16日から12月30日までの間、下記Ⅰの施設を運営する事業者に対して営業時間の短縮を要請
⇒ 協力をいただける事業者には、下記Ⅱ協力金を支給

Ⅰ 事業者への営業時間短縮の要請

要請期間：12月16日～12月30日（対象地域：県内全域）

営業時間短縮*の要請の対象施設 （※ 前回（4/24～5/6）と同じ）

*休業時間 午後8時～翌午前5時は休業

① 飲食店

例) キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、パブ、
料理店、喫茶店、居酒屋など（宅配・テイクアウトを除く）

② 旅館、ホテル（施設内の宴会場など、飲食提供の場に限る）

③ カラオケボックス、ライブハウス

※なお、感染防止のため①～③の施設で休業する場合も対象となります。

Ⅱ 高知県営業時間短縮要請協力金

1. 支給対象事業者及び支給額

左記の施設を運営する事業者のうち、業種毎の感染拡大予防ガイドラインを遵守し、

要請期間中（令和2年12月16日から12月30日まで）に、営業時間短縮等に協力をいただける事業者

1 事業者あたり最大30万円（1日あたり2万円）

※事業者からの申請に基づき、県が支給

2. 予算額

11.3億円（事務費含む）

※予備費及び既計上予算等の執行残額を活用

3. 支給スケジュール等

① 電話相談窓口の設置 12/15

【窓口：TEL088-823-9809 受付時間9:00～17:00】

② 申請受付開始 12/21（予定）

③ 協力金の支給開始 1月初旬から（できる限り速やかに）

④ 申請受付終了 令和3年2月1日（消印有効）